

旭川市借上市営住宅採用基準

(趣旨)

第1条 この採用基準は、旭川市営住宅条例(昭和54年旭川市条例第11号)第2条第4号に規定する借上市営住宅の採用に当たり、旭川市借上市営住宅実施要綱第3条の基準として、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この採用基準において、借上市営住宅とは、市が事業者から市営住宅として借り上げた住宅で、借上対象となる住戸部分をいう。

(基本的要件)

第3条 借上市営住宅の存する建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受け、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けたものとする。

2 借上市営住宅の存する建物は、昭和56年6月1日以降に着工した建物とする。

3 前項の規定にかかわらず、昭和56年5月31日以前に着工した建物であっても、一般財団法人日本建築防災協会の耐震基準に定める耐震診断及び必要に応じて耐震補強を行ったもので、かつ、耐震判定書又は耐震改修証明書の交付を受けている場合は、この限りでない。

4 借上市営住宅の存する建物は、借上期間満了日における築後の経過年限が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第13条第1項に定める耐用年限以内のものとする。

5 借上市営住宅の存する建物は、各種法令等に適合し、適切な維持管理が行われているものとする。

(位置の選定)

第4条 借上市営住宅の存する建物の敷地は、市街化区域内にあり、かつ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に定める土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に定める土砂災害特別警戒区域の区域外にあるものとする。

(住戸の規模)

第5条 借上市営住宅の1戸の床面積は、25平方メートル以上とする。

(住戸の基準)

第6条 借上市営住宅の存する建物は、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられているものとする。

2 借上市営住宅には、台所、水洗便所、洗面設備、浴室、テレビジョン受信及び電話配線の設備が設けてあるものとする。

(便所)

第7条 便器（2個以上ある場合は、そのうち1個以上）は、腰掛式（洋式かつ蓋付き）とする。

(併用建物)

第8条 借上市営住宅の存する建物が、店舗又は事務所その他住宅以外の用途に供する部分（以下「併用部分」という。）を併せ持つ建物であるときは、その併用部分の用途は、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業の用に供されていないものとする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。